

報告第三号

地方自治法第二十條に基づいて次の通り事決がなされた

記

起債について

左記の通り起債するものとする

記

一 起債金額 七拾万円

一 起債の目的 消防ポンプ自動車購入費

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入利率 年八分以内

一 借入時期 昭和三十一年度相し工事又は財政の都合により起

債の全部又は一部を翌年度において繰越して借入れることができる

償還の方法

昭和三十一年度より五年以内据置き爾後十五年以内に毎年二田元利ほど均等償還により償還するものとする

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に償換えることが出来る

償還財源

税金その他一般収入

お事決する

昭和三十一年十一月一日報告

三朝町長坂出雅

三朝町長坂出雅 承認

三朝町議会議長天野康

